

麻薬施用者（管理者）の遵守事項

本資料は遵守事項の一部を抜粋したものです。項目のみ記載している事項もありますので、業務開始前には都作成の「麻薬取扱いの手引（R5.7改訂）」をご一読いただくとともに、麻薬及び向精神薬取締法をご確認ください。

麻薬等取扱者のページ



<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/index.html>

麻薬取扱いの手引



<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/homayaku.html>

麻薬免許の手続きについて

(1) 麻薬施用者・麻薬管理者免許の申請（手引P1、法第3条第1項）

疾病治療の目的で、業務上麻薬を施用、施用のため交付又は麻薬を記載した処方箋を交付する医師、歯科医師又は獣医師は、麻薬施用者免許を受けなければなりません。

麻薬診療施設（麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所等）に麻薬施用者が2名以上いる場合、麻薬を業務上管理するために、薬剤師、医師、歯科医師又は獣医師が麻薬管理者免許を受けなければなりません。

麻薬施用者・麻薬管理者免許の有効期間は、いずれも免許を受けた日から翌々年の12月31日までです。麻薬を継続して取り扱う場合は、3年ごとに新しく免許を受ける必要があります。

(2) 免許証記載事項の変更（手引P2、法第9条）

以下の場合、変更後15日以内に免許証の記載事項の変更を届け出なければなりません。

ア 麻薬管理者（施用者）が「住所」又は「氏名」を変更したとき

イ 麻薬診療施設の「名称」又は「所在地」に変更が生じたとき

ウ 麻薬施用者が従として診療に従事する麻薬診療施設を「追加」又は「削除」したとき

次の事項に該当する場合、麻薬管理者は「免許証記載事項変更」ではなく、あらかじめ麻薬管理者免許を新規申請しなければなりません。

(i) 勤務する麻薬診療施設を変更し、変更後の施設で引き続き麻薬管理者となる場合

(ii) 診療施設が移転する場合

(iii) 診療施設の開設者が変更になる場合（例：法人A⇔法人B、個人⇔法人、親⇔子）

(3) 免許証の再交付（手引P2、法第10条）

免許証を紛失又はき損した場合、15日以内に免許証の再交付を申請しなければなりません。

再交付後に紛失した免許証を発見した場合は、発見後15日以内に発見した免許証を返納してください。

(4) 業務廃止（手引P3、法第7条）

麻薬管理者（施用者）が麻薬に関する業務を廃止した場合（前提となる資格を失った場合を含む。）は、「業務廃止届」を提出しなければなりません。麻薬診療施設に麻薬施用者が1人もいなくなった場合（診療施設の廃止・移転、開設者の変更・死亡・解散等）は、(5)の手続きも必要となります。

(5) 麻薬診療施設でなくなった場合に所有する麻薬の処理（手引P3、法第36条）

麻薬施用者が1人もいなくなった場合、開設者は15日以内に麻薬所有届を提出してください（所有がない場合を含む。）。所有していた麻薬は、50日間しか所持することができませんので、50日以内に廃棄するか、都内の他の麻薬診療施設（移転後の診療施設、開設者変更後の診療施設を含む。）又は麻薬小売業者に譲渡してください。廃棄・譲渡には手続きが必要ですので、事前にお問い合わせください。

(6) 免許証の返納(手引P3、法第8条)

免許の有効期間が満了した場合は、有効期間満了後15日以内に免許証を返納しなければなりません。なお、有効期間中に業務を廃止した場合、免許の有効期間満了と同時に麻薬の取扱いをやめる場合は、免許証の返納ではなく、(4)業務廃止の手続が必要です。

薬務課薬事免許担当：03-5320-4503(直通) 薬務課メールアドレス：S1150603@section.metro.tokyo.jp

麻薬の保管・管理について

(1) 麻薬の保管方法(手引P10、法第34条)

麻薬診療施設内の施設可能な室内に、以下の要件を全て満たす麻薬保管庫を設置し、保管してください。

- ①金属製で、鍵が2つ以上あるもの(スチール製ロッカーや、事務机の引き出しは不可)
- ②50kg以上の重量金庫か、床等に固定する
- ③麻薬専用のもの

※院外麻薬処方箋のみを交付し、院内に麻薬を保管しない場合は、保管庫の設置不要

(2) 麻薬帳簿(手引P11、法第39条)

麻薬帳簿を備え、購入や使用の都度、数量等を記録してください。(最終記載の日から2年間保存)

≪バイアル剤の記載例≫(その他記載例は手引P22~30をご確認ください)

品名	ケタラール静注用200mg			単位	mL
	受入	払出	残量		
年月日				備考	
R6.2.16	20		38	丸都薬品文京支店 S2-3285	
R6.3.1		4	34	□田 ○○(患者、患畜の名前)	

(3) 麻薬の廃棄(手引P12、法第29条、法第35条第2項)

- ・期限切れ、汚染、誤調製等の理由で使用しなくなった麻薬
→ 麻薬廃棄届、麻薬帳簿とともに、廃棄したい麻薬を都庁の薬務課窓口を持参
- ・麻薬処方箋により調剤された麻薬(患者に交付した後、返却された麻薬等)
→ 回収できない方法により院内で廃棄し、廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出

麻薬の廃棄方法を誤ったことにより法違反となるケースが多くみられます。手引P41~44に廃棄チャートを掲載しておりますが、判断に迷う場合は、処理前に麻薬対策担当までご相談ください。

(4) 麻薬の購入(手引P6~8、法第26条、法第32条)

- ・麻薬は都内の麻薬卸売業者からのみ、購入できます。
- ・麻薬を購入する場合、麻薬譲受証を麻薬卸売業者に交付する必要があります。麻薬譲受証は、購入側に作成義務がありますので、薬務課ホームページ等を参考にしながら作成してください。

(5) 麻薬処方箋の記載事項(手引P21、法第27条第6項)

(6) 診療録への記載事項(手引P19、法第41条)

(7) 麻薬の事故(手引P14、15、法第35条第1項)

薬務課麻薬対策担当：03-5320-4505(直通) 薬務課メールアドレス：S1150603@section.metro.tokyo.jp